第 6598 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブＦＡＸニュース

(2021年)令和3年 1月 12日 火曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所 ／ 顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：https://www.zeirishi-miwa.co.jp

♠ 源泉所得税 納期の特例

Ｑ：源泉所得税に納期の特例があるそうですが、どのような内容のものですか？

Ａ：次のような内容です。

【解説】

給与等や退職手当等を支給する者は、これを支給する際に所得税及び復興特別所得税を源泉徴収し、その源泉徴収の対象となる所得を支払った月の翌月10日までに国に納付しなければならないことになっています。

納付期限の日が日曜日、祝日などの休日や土曜日に当たる場合は、その休日明けの日が納付期限となります。

ただし、給与等の支給人員が常時10人未満である源泉徴収義務者については、「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出してその承認を受けますと、給与等や退職手当等、税理士等の報酬・料金について源泉徴収した所得税及び復興特別所得税を次のように年２回にまとめて納付することができることとなっています。これを納期の特例といいます。

区分	納付期限
１月から６月までの源泉分…	７月10日
７月から12月までの源泉分…	翌年１月20日

なお、この申請書を提出した日の属する月の翌月末日までに税務署長から承認又は却下の通知がない場合には、その申請月の翌月末日において承認があったものとされ、その申請月の翌々月の納付分からこの特例が適用されます。

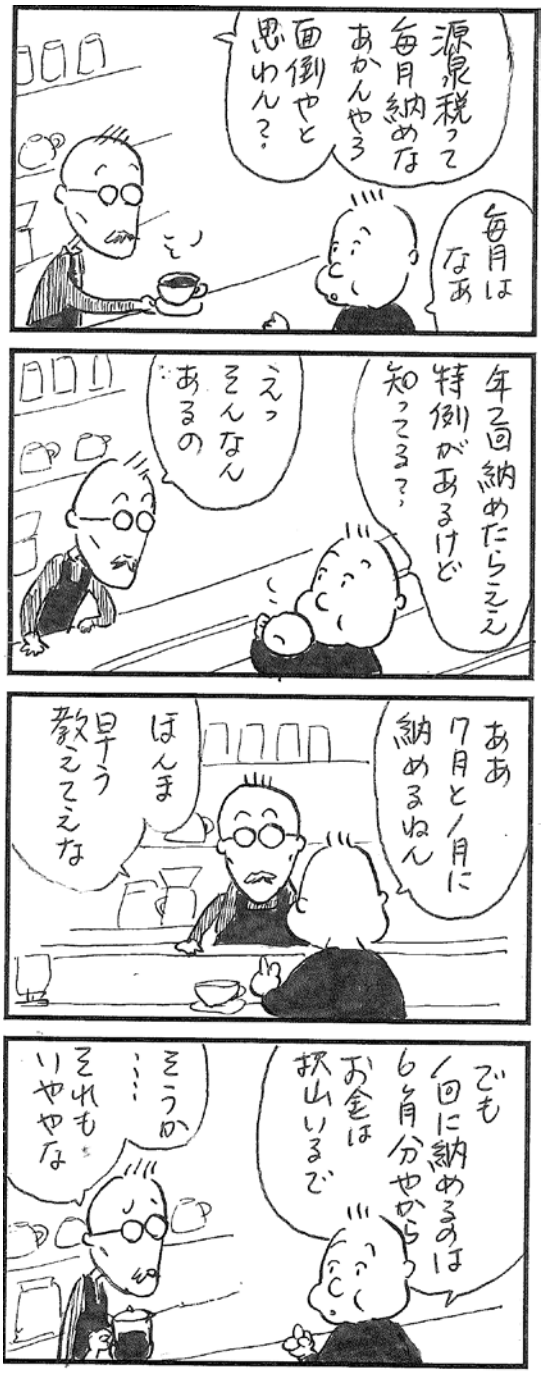

【三輪厚二税理士事務所（大阪市中央区）】